

群馬県立県民健康科学大学授業料の減免及び徴収猶予に関する取扱要領

(趣 旨)

第1条 この取扱要領は、群馬県立公立大学法人の授業料等に関する規程（以下「規程」という。）第13条に規定する授業料の減免及び徴収猶予（以下「減免等」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(減免の対象)

第2条 授業料の減免の対象とする者は、学部又は研究科の学生（聴講生、特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び大学院学則第12条に規定する者を除く。以下「学生」という。）で次の各号のいずれかに該当し、学長が別に定める家計基準及び学業成績基準を満たした者とする。

ただし、学部の学生については、大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年6月28日省令第6号）第9条及び第10条の規定（第10条第1項第1号を除く）により授業料等減免対象者として認定されない者に限る。

- (1) 入学後、学生の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、天災その他不慮の災害等により損害を受け、授業料の納付が著しく困難となった者
 - (2) 入学後、学資負担者の死亡、長期療養、失業又は生業不振により、授業料の納付が著しく困難となった者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、学長が特に減免の必要があると認める者
- 2 前項第1号及び第2号の規定は、4月に入学する1年次の前期授業料の減免については適用しない。
- 3 次に掲げる者は、原則として減免の対象としない。
- (1) 合理的理由なく学生支援機構等の奨学金を申請しない者
 - (2) 著しい成績不振者、修業年限を超えた者であって特別な理由がない場合等

(減免の方法)

第3条 授業料の減免は、学期ごとに徴収する授業料について、全額免除又は半額免除の方法により行う。

(徴収猶予の対象)

第4条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められた者として授業料の徴収猶予の対象とする者は、減免の対象とする者に準じた家計状況で、納付期限までに授業料を納付することが困難と認められる学生で、学長が別に定める学業成績基準を満たした者とする。

- 2 その他やむを得ない事情があると認められた者として授業料の徴収猶予の対象とする者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 減免等を申請した者で、減免等の可否の決定が納付期限後となる者

- (2) その他特に徴収猶予の必要があると認められる者
- 3 前2項の規定は、4月に入学する1年次の前期授業料の徴収猶予については適用しない。

(徴収猶予の方法)

第5条 授業料の徴収猶予は、学期ごとに徴収する授業料について、納付期限の延長により行う。

(減免等の申請手続等)

- 第6条 授業料の減免等を受けようとする者は、授業料減免等申請書(別記様式第1号)及び申請に係る事由を証する書類を、別に指定する期日までに、学長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項第1号に該当する場合はこの限りでない。
- 2 指定する期日以降において、特別な事情が発生し、かつ、当該期分の授業料が未納の場合に限り、当該期分の授業料の減免等を行うことができる。

(決 定)

- 第7条 学長は、前条の申請があった場合には、速やかに教務学生委員会に審査を依頼し、その審査結果報告書(別記様式第2号)に基づき、減免等の可否を決定するものとする。
- 2 学長は、前項の決定をしたときは、授業料減免等決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知する。
- 3 前項により決定をしたときは、教務学生委員会は大学運営会議に報告するものとする。

(減免等の理由の消滅)

第8条 前条の決定を受けた者が授業料の減免等に係る事由が消滅したときは、速やかに辞退届(別記様式第4号)を学長に提出しなければならない。

(減免等の決定等の取消)

- 第9条 学長は、前条の届出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、減免等の決定を取り消すものとする。
- (1) 虚偽の申請により減免等の決定を受けたものであることが判明した場合
- (2) 減免等を受けている者が、学則又は大学院学則に基づく懲戒処分を受けた場合
- (3) 前条に規定する辞退届の提出を怠った場合
- (4) 半額免除又は徴収猶予された授業料を指定された納付期限までに納付しなかった場合
- 2 学長は、前条の取消をした場合は、授業料減免等決定取消通知書(別記様式第5号)により本人に通知するとともに、期日を指定して当該減免等取消に係る授業料の全額

を徴収する。ただし、前条の届出による取消の場合は、減免等に係る事由が消滅した月の翌月から残余期間分の授業料を徴収する。徴収方法は、規程第四条の規定に準じて行うものとする。

(大規模災害等における授業料の特例)

第10条 入学前の大規模災害等により、地震及び風水害等に伴う入学試験料、入学料及び授業料の減免に関する取扱要領第8条の規定による災害発生日以降に納入期限が到来する最初の学期の授業料の減免を受けた者の次学期の授業料の減免については、本要領第2条第1項第1号及び第2号の「入学後」を「入学前」と読み替えて準用することができる。

(報告)

第11条 学長は、年度中の授業料の減免等の状況について取りまとめ、翌年度の4月10日までに理事長に報告する。

(協議)

第12条 学長は、この要領の取扱いにより難しい事態が生じたときは、理事長に協議する。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、授業料の減免等の実施について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月4日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。